平成25年(健)第912号

平成26年2月28日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下 「法」という。)による傷病手当金(以下、 単に「傷病手当金」という。)の支給を求 めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、辺縁系脳炎(以下「請求傷病」という。)の療養のため、平成○年 ○月○日から平成○年○月○日までの期間について、労務不能であったとして傷病手当金を受給した。
- 2 請求人は、当該傷病の療養のため、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、労務に服することができなかったとして、平成〇年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を申請した。
- 3 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件請求期間について、「療養のための労務不能とは認められないため。」という理由により、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服として、標記 の社会保険審査官に対する審査請求を経 て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 傷病手当金の支給について、法第99 条第1項は「被保険者が療養のため労務 に服することができないときは、その労 務に服することができなくなった日から 起算して3日を経過した日から労務に服 することができない期間、傷病手当金を 支給する。」と規定している。

- 2 本件の場合、前記第2の3に記載した 理由によってなされた原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間について、請求人は、当該傷病の療養のため労務不能であったと認められないかどうかである。
- 3 労務不能であったかどうかについて判 断する。

請求人にかかる健康保険傷病手当金支 給請求書 (第10回) のa病院 (以下「a 病院」という。)・A医師作成の平成○年 ○月○日付「瘡養担当者が意見を書くと ころ」欄によれば、傷病名には請求傷病 が掲げられた上で、療養の給付開始年月 日(初診日)は、「○年○月○日」、労務 不能と認めた期間は、「○年○月○日か ら〇年〇月〇日まで 30日間」、診療 実日数は「1日」とされ、診療日として ○月○日に「○」印が付されている。そ うして、上記労務不能と認めた期間中に おける「主たる症状および経過」「治療 内容、検査結果、療養指導」等は、「痙 攣と遷延する意識障害を認めた。精査加 療目的にて○月○日に当院b科に転院し その後○月他院転院。○月に退院し外来 通院中。」とされ、症状経過からみて従 来の職種について労務不能と認められた 医学的な所見は、「ADL自立にて自宅 退院となったが、高次脳機能障害残存し ているため、労務不能を認める。現時点 では、平成○年○月より軽作業の勤務に 就くことは可能と判断した。○月に○回 発作を起こし救急車で当院を受診するな どしていたが、○月以降は症状として安 定しており、○月より軽作業勤務可能で ある。」と記載されている。また、支部 長の照会に対するA医師作成の平成○年 ○月○日付「○○-○○○○ 被保険 者B様について(追記用)」と題する書 面によれば、本件請求期間の詳しい症状・ 治療内容について、同医師は「上記の間 は当院受診は○月○日1度のみ。発作な どは認めず、てんかんに対する内服薬の 量も変化なし。なお最終発作は○月であ

り、以降発作はなし。薬の量も○月より 変化なし。」、請求人の職種が建設現場で の施工管理であるとし、職種より医学的 見地(客観的・他覚的)から労務不能 と認められるかどうかについて、「・い いえ (労務可能)」と回答し、「軽作業の み。」と付記し、「大変申し訳ないが、"建 築現場での施工管理"がどの程度の危険 を伴うのか知らない為、正確には判断し かねます。当方の判断としては、平成○ 年○月○日付診断書に記載した通り、事 務作業などの一般的な机の上で行う事務 作業は可としており、自動車の運転、高 所での作業は不可としています。これ以 上の判断は現場の巡視などをしている産 業医の先生に伺って下さい。」と回答し ている。さらに、a病院作成の請求人に 係る診療報酬明細書(医科入院外)(平 成〇年〇月分) によれば、傷病名には、 平成○年○月○日を診療開始日とするへ ルペス脳炎(主)、てんかん、髄膜脳炎、 同年○月○日を診療開始日とする嚥下障 害、失語症、辺縁系脳炎などが記載され、 外来診療料、傷病手当金意見書交付料、 てんかん指導料、処方せん料などが算定 されている。また、c薬局d店作成の請 求人に係る調剤報酬明細書(平成○年○ 月分)によれば、抗てんかん薬(アレビ アチン錠、エクセグラン錠、マイスタン 錠)が90日分処方されていることが認 められる。

4 以上によれば、請求人は、当該傷病による痙攣と遷延する意識障害があり、平成〇年〇月〇日に a 病院 b 科で治療を受け、同年〇月には、日常生活活動(ADL)も自立して自宅退院となっている。平成〇年〇月にてんかん発作も起こして救急車で受診しているが、それ以降は定状も安定し、てんかん発作も認められていない。そうして、担当した医師は、同年〇月より軽作業は可能と判断していたことを考えると、請求人は、本件請求受間中の平成〇年〇月〇日に医療機関を受診し、抗てんかん薬などの90日分の処方を受ける必要があったことが認められ

るにしても、通院に要した日を除いた他 の全ての期間を、療養のために労務不能 とすることには無理があり、外来通院を しながら就労することが可能であったと するのが相当である。リハビリテーショ ン医学的な観点からみても、このような 場合には、できるだけ早期に職場復帰を し、当初は軽作業から開始し、徐々に身 体を慣らしながら従前の仕事である建設 現場の管理、予算、職人管理などに従事 することが望ましく、実際にそれが可能 な状態にあったと認められる。また、本 件請求期間は、本件請求傷病の初診日あ るいは発病から既に8か月程が経過した 時期に相当し、既に日常生活活動(AD L) も自立しており、てんかん発作もな く症状は安定したとされ、平成○年○月 からの軽作業勤務が可能であると判断さ れていたのであるから、本件請求期間に ついては、本件請求傷病の療養のため労 務不能と認めることはできない。

5 そうすると、本件請求期間について傷 病手当金を支給しないとする原処分は相 当であって、取り消すことはできず、本 件再審査請求は理由がないので、これを 棄却することとし、主文のとおり裁決す る。